

富山県DV対策基本計画〈第5次〉(素案)に対する意見募集の結果について

1 募集期間

令和7年12月15日(月)～令和8年1月15日(木)

2 募集方法

(1) 閲覧場所

富山県ホームページ

富山県庁(県民サロン、情報公開総合窓口、こども家庭室こども未来課)

各地方県民相談室(高岡、魚津、砺波)

富山県立図書館

(2) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、県ホームページのパブリックコメント専用フォーム

3 意見提出数 35件(12名)

(内訳)

内容	意見数
計画の基本的事項に関すること	5
施策の内容に関すること	30
教育・啓発の強化	7
相談・支援体制の強化	7
ひとり親家庭等に対する支援の推進	6
関係機関との連携の強化	7
民間団体への支援の推進	3
合計	35

4 主なご意見の概要と県の考え方

趣旨が同じご意見はまとめたうえで要約しています。

ご意見の概要	県の考え方
計画の基本的事項に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> • p.2の「配偶者からの暴力のない社会の実現をめざしていきます。」を「配偶者以外の恋人など親密な関係にあるパートナーなどからの～」とした方が、より暴力を容認しないと伝えられると思う。 • p.28、p.33の「避妊に協力しない」という表現は、女性側の責任を問う印象を与え、「女性が男性に協力してもらうもの」との誤解を生みかねず、対等な関係性を求める観点から適切でない。 • 男女双方が主体的に責任を負うことが伝わるよう、「必要な避妊をしない」「必要があるのに避妊しない」「必要なのに避妊に応じない」などの表現に変更してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> • ご意見を踏まえ、p.2の「配偶者からの暴力のない社会の実現をめざしていきます。」を「配偶者等からの暴力のない社会の実現をめざしていきます。」に修正します。なお、同p.2に、本計画における配偶者の定義として、配偶者以外の恋人など親密な関係にあるパートナーも含める旨を記載しております。 <p style="text-align: center;">第1章 1 計画策定の趣旨 (p.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> • ご指摘の表現について、本計画においては、男性・女性いずれか一方に責任を帰する趣旨ではなく、主語を特定しない中立的な表現として用いていますが、ご意見を踏まえ、p.33重点目標1-①4点目の表現「避妊に協力しない」については、「避妊を拒否する」に修正します。 • なお、p.28の記載につきましては、調査結果からの引用であることから、内容の正確性の観点より、当該表現を併記させていただきます。 <p style="text-align: center;">重点目標1-① 正しいDV理解の促進と予防のための教育・啓発の実施 (p.33)</p>
施策の内容に関すること	
教育・啓発の強化	
<ul style="list-style-type: none"> • 前前DVやデートDVに関して、ご自身もDVや虐待について学ぶことに加えて大人への教育も必要である。パンフレットやSNSでの啓発だけでなく、学校教育の中に包括的性教育や子ども暴力防止プログラムを組み込み、地域住民を巻き込んだ教育が望ましい。 • 離婚後にも精神的暴力を受けている人がいることを知ってほしい。DVが婚姻関係前提であることはおかしいと思う。 • p.2の「また、離婚等の後も引き続き元配偶者から受ける身体に対する暴力等も含みます」の部分は、身体的暴力のみに限定されるかのような誤解を生まないよう、単に「暴力等」とした方がよいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭・地域におけるDVに関する理解促進を図る啓発については、p.33重点目標1-②に記載しております。前前DVやデートDVについても、地域に根差した活動を行う各種団体等との連携により家庭・地域における啓発を行ってまいります。また、大人への教育も必要であるというご意見については、今後の施策の検討にあたって参考とさせていただきます。 <p style="text-align: center;">重点目標1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進 (p.32)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国の基本方針では、「配偶者からの暴力」には、離婚等の後も引き続き元配偶者から受ける身体に対する暴力又は心身に有害な言動を含むとされています。本計画においても同様の考え方を採用しており、正しいDV理解のためには、この点を周知することが重要です。 • このため、ご意見を踏まえ、p.2に記載している「暴力の定義」を修正するとともに、p.33重点目標1-①4点目に元配偶者からの暴力について追記します。 <p style="text-align: center;">重点目標1-① 正しいDV理解の促進と予防のための教育・啓発の実施 (p.33)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • p.33の「普及・啓発にあたっては～」の箇所に、社会的暴力と経済的暴力も加えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 県では、「他の異性との会話を許さない」「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」などの社会的暴力について、精神的暴力の具体例として周知しています。 • ご意見を踏まえ、p.33重点目標1-①4点目に経済的暴力の定義と具体例を新たに追加するとともに、精神的暴力の例の中に「他の異性との会話を許さない」を追加します。 <p style="text-align: center;">重点目標1-① 正しいDV理解の促進と予防のための教育・啓発の実施 (p.33)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 若年層への教育・啓発の強化について、実態調査のDV防止法の認知状況に関する設問では、18～19歳の27.3%が「法律があることを知らなかった」と答えており、成人前に法律を認知する機会が必要だと思う。若年層への教育・啓発に関する今後の方針で、DV防止法について触れてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現在、県が行っている若年層向けの取組みでは、デートDVの予防や互いを尊重する関係づくりに重点を置いています。なお、中高生向けに開催しているデートDV予防啓発出前授業の一部では、「DV、デートDVは社会の問題であること、DV防止法という法律があること、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明記されていること」を伝えています。 • いただいたご意見を踏まえ、今後も児童生徒の発達段階に応じた教育に努めてまいります。 <p style="text-align: center;">重点目標2 若年層への教育・啓発の強化 (p.34)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 若年層への出前講座に関して、県内の子ども全員に伝えられるように学年ごとに必ず実施すること、カリキュラムの中に継続的に組み込まれるように教育委員会と密接に連携することを計画に明記してほしい。 • 若年層への出前講座に関して、受講児童・生徒の割合や開催校数等を調査し、毎年県のホームページで公表してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 県が実施する「デートDV予防啓発出前授業」は、民間団体との協働により実施しており、講座の質を確保しつつ毎年全校で実施することは現時点では困難であることから、直ちに「学年ごとに必ず実施すること」等を計画に明記することは難しい状況です。 • なお、若年層向けの出前講座は県だけでなく市町村も実施していることから、市町村や教育委員会との連携も含め、若年層への効果的かつ効率的な啓発の在り方について、検討してまいります。 • 「デートDV予防啓発出前授業」の開催校数及び受講生徒数は、公益財団法人富山県女性財団の事業実績として県民共生センターホームページに掲載されております。 <p style="text-align: center;">重点目標2 若年層への教育・啓発の強化 (p.34)</p>
相談・支援体制の強化	
<ul style="list-style-type: none"> • p.41に「市町村が、住民のDVに関する第一的な相談機関として、相談窓口を明確化し、相談員の配置～」とあるが、DV相談は専門知識の必要な相談であり、単に「相談員」とするのではなく「DVの専門知識を持つ相談員」としてほしい。各市町村にDVの専門知識を持つ相談員による相談日を設けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> • ご意見のとおり、p.41重点目標6-①1点目の表現を「DVの専門知識を持つ相談員」に修正します。 • ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。県としては、引き続き、市町村窓口職員を対象とした研修の実施や相談窓口の周知徹底等に努めてまいります。 <p style="text-align: center;">重点目標6-① 身近な地域での相談体制の充実 (p.41)</p>
<ul style="list-style-type: none"> • p.41の「身近な地域での相談体制の充実」に関して、ネットワーク整備とともに、経済的な課題を抱える被害者が安心して医療やカウンセリングを受けられるお金の面での制度も考えてほしい。カウンセリングのある医療機関は少なく、民間のカウンセリングルームは負担額が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 県では、県女性相談支援センター及び県民共生センターにおいて、精神科医・臨床心理士による無料の相談を実施しています。一方で、ご指摘のとおり、経済的な課題を抱える方が継続的に医療やカウンセリングを受けやすくなるような制度の充実も、今後の重要な課題と認識しており、国の動向も注視しつつ、引き続き検討してまいります。 <p style="text-align: center;">重点目標6-① 身近な地域での相談体制の充実 (p.41)</p> <p style="text-align: center;">重点目標10 心身の健康回復に向けた支援</p>

ご意見の概要	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 令和7年時点で、市町村に配偶者暴力相談支援センターは何カ所設置されているか知りたい。平成24年度に高岡市に設置とあるがその後の進展はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年2月現在、県内に設置されている配偶者暴力相談支援センターは、引き続き2カ所（富山県女性相談支援センター、高岡市男女平等推進センター）となっています。県としては、被害者支援体制の一層の充実に向け、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置について、今後も継続して働きかけてまいります。 <p>重点目標6-① 身近な地域での相談体制の充実（p.41）</p>
<ul style="list-style-type: none"> DV被害体験は、目に見えない被害であり、メンタルヘルスケアが必要である。計画には、本人だけでなく児童も地域の身近な場所で速やかに精神的ケアを受けられる体制整備を行うと記載されているが、実際には、行政や病院等に当事者が自ら出向く必要があり、時間や交通費がかかる。市町村の担当者が被害者のもとに行くことはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村においては、職員等が医療機関や行政機関等への同行支援や、自宅への訪問相談等を行っているところですが、その実施状況や体制は市町村によって異なります。県としては、県内のどこにお住まいの方も、できる限り身近な地域で継続的かつ適切な支援を受けられるよう、市町村への情報提供や研修等を通じて、体制の整備と支援の質の向上に努めてまいります。 なお、被害者の自宅を訪問する等の際には、職員が加害者と接触することによる追跡等の危険性もあることから、実施にあたっては、被害者の安全確保に細心の注意を払ってまいります。 <p>重点目標6-① 身近な地域での相談体制の充実（p.41）</p> <p>重点目標10 心身の健康回復に向けた支援（p.50）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 男性向け相談窓口は必要だが、DV加害者が自らを被害者と装って相談し、実際の被害者に不利益や二次被害が生じるおそれがある。加害・被害の見極めは難しいため、相談員の十分な研修や女性相談支援センターとのケース検討やスーパービジョン等の仕組みを整え、「相談しやすさ」だけでなく、相談者が加害者である可能性を踏まえて、被害女性と子どもの安全確保を最優先にすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。引き続き、相談対応職員的能力向上のための実践的な研修を実施してまいります。 <p>重点目標6-④ 男性や性的少数者からの相談体制の整備（p.42）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 45ページ「多言語による相談窓口紹介カード等」とあるが、多言語だけでなく、外国にルーツのある日本語スピーカーや軽度知的障害者等のために「やさしい日本語」を使用したものも作成してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい広報の実施や支援へのアクセス向上については、p.45重点目標8-①2点目に記載しています。なお、いただいたご意見は、今後の具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。 <p>重点目標8-① 支援情報の提供（p.45）</p>
<ul style="list-style-type: none"> p.50の「女性相談支援センターを中心としたメンタルヘルスケアの実施」に関して、様々な理由で女相や市町村ではなく民間が支援している被害者もおられるのが現状である。女性相談支援センターが中心となって構築する制度に民間団体が対等な立場で参画できるよう、各機関や団体の強みを活かして被害者支援ができるよう、県とセンターには頑張してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県としましては、民間団体の皆様と連携・協力し、それぞれの利点・特性を活かしながら施策を推進してまいりたいと考えております。引き続き、女性相談支援センターをはじめとする関係機関とともに被害者支援の充実に取り組んでまいります。 <p>重点目標10-② 女性相談支援センターを中心としてメンタルヘルスケアの実施（p.50）</p>
<p>ひとり親家庭等に対する支援の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> p.54の「生活基盤確立のための支援」に関して、現状と課題に共同親権に関する記載があるように、今後の方策においても、今後の動きを見極めつつ、加害者からの支配の継続及び子どもの福祉の侵害にならないよう対応していく旨を入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて、p.55重点目標13-①5点目を次のとおり修正します。「離婚前後の子の養育に関して、民法等の改正も含めた法制度の正しい理解の促進、被害者の不安の軽減を図るための適切な周知や相談対応に努めるとともに、相談機関と司法機関との連携を推進します。」 <p>重点目標13-① 各種法制度の情報提供等の充実（p.54）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 婚姻費用分担請求を行い支払金額が決定したが、費用が支払われず困窮している。相手方が自営業者のため、強制執行による差し押さえも困難である。婚姻費用や養育費を支払わないのは、子どもへの虐待なのではないか。なぜ罰則がないのか。自営業者も給与所得者も預貯金口座をマイナンバーに紐づけることで、子どもの権利を守るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 県では、ひとり親の方を対象とした養育費相談や養育費確保支援等を行っております。また、県女性相談支援センター及び県民生センターにおいて、弁護士による無料の法律相談を実施しています。 婚姻費用を支払わないことを含め、生活費を渡さない行為は経済的DVであるとの認識のもと、今後もひとり親家庭支援施策や法律相談の実施等を通じて、被害者の法的手続きを支援してまいります。 <p>重点目標13-② 法的な手続きについての支援（p.55）</p> <p>重点目標13-④ 被害者の子どもに対するサポートの充実（p.56）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の自立支援（p.55）に関して、離婚前別居の段階では、多くのひとり親向け行政支援の対象外となっており、経済的・精神的負担が大きいことから、別居の実態が明らかなる場合には、離婚前であってもひとり親とみなして支援対象とするなど、別居後からの支援の充実が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業・自立支援センターの利用や離婚前後の親支援講座等は、離婚前の方も対象としております。 また、ひとり親支援団体や民間団体等との協働により、離婚前からの相談機会や居場所の提供などに取り組んでおり、広くご利用いただけるよう、情報発信を行ってまいります。 <p>重点目標13-③ ひとり親家庭の自立支援（p.55）</p>
<ul style="list-style-type: none"> DV被害の相談はなくても、DVが原因で離婚しているケースもあると思うので、ひとり親への福祉支援の手続きの際に情報提供できる仕組みがあれば良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。 <p>重点目標13-③ ひとり親家庭の自立支援（p.55）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の自立支援に関して、「市町村において、家庭生活支援員を派遣」とあるが、これまでに派遣の実績はあるのか。支援員の人材確保はどのようになっているのか。ひとり親家庭が負担する利用料はどのようになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等日常生活支援事業については、令和2年度以降の利用実績はございませんが、地域における事業ニーズを的確に把握し、必要な家庭に対して支援が提供できるよう事業実施の推進に努めてまいります。 <p>重点目標13-③ ひとり親家庭の自立支援（p.55）</p>
<p>関係機関との連携の強化</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ（p.38）に関して、「理解と協力を働きかける」では不十分なので「研修の機会を設ける」としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、男女共同参画推進員などに対する具体的な取り組みとしては、研修会等の機会を捉えた啓発や対面マニュアルの配布等を行っており、その旨は計画のp.33重点目標1-②3点目に記載しております。 なお、いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。 <p>重点目標1-② 家庭・地域・職場等における啓発（p.33）</p> <p>重点目標4-② 民生委員・児童委員、人権擁護委員への働きかけ（p.38）</p>

ご意見の概要	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> p.38の「医療関係者への周知」に関して、被害者が性的暴力や予期せぬ妊娠で産婦人科を受診する可能性があるため、DVを発見しやすい精神科、整形外科などの例示に産婦人科を入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科医も、妊産婦の診療等の日常業務を通じてDV被害者を発見しやすい立場にあると考えられることから、ご意見のとおり、p.38重点目標4-④1点目に「産婦人科」を追記します。
重点目標4-④ 医療関係者への周知 (p.38)	
<ul style="list-style-type: none"> p.38の「医療関係者への周知」の後に、「専門職団体等（富山県社会福祉士会、富山県精神保健福祉士会、富山県医療ソーシャルワーカー協会、富山県公認心理師協会等）への周知」を入れてほしい。上記団体への周知、協力連携が不可欠であると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて、p.38重点目標4-④を「医療関係者等への周知」に修正します。なお、ご指摘いただいた専門職団体等への周知や協力・連携の在り方については、今後の具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。
重点目標4-④ 医療関係者への周知 (p.38)	
<ul style="list-style-type: none"> 全体的に市町村の役割について控えめな表現になっているので、踏み込んで記述してもよい印象を持った。市町村により温度差はあるが、DV被害は女性相談支援センターにお任せ、という意識はまだあるのではないかと感じている。役割分担が必要であることがもう少し見えただ方がよいのではないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、本県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関するものであり、各市町村が実施する施策等については、各市町村が定める基本計画において位置づけています。 なお、県と市町村の役割分担や相互協力のあり方については、p.59重点目標14-⑤及びp.61重点目標15-⑤に記載しているとおりです。
重点目標14-⑤ 県と市町村との役割分担・相互協力 (p.59)	
重点目標15-⑤ 県と市町村との役割分担・相互協力 (p.61)	
<ul style="list-style-type: none"> DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議の開催状況について、実績を知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に開催した会議の詳細は以下のとおりです。なお、会議の内容につきましては、計画本文のp.60重点目標15-①に記載のとおりです。 代表者会議…相談・保護・自立支援関係機関、弁護士、医師、民間団体、市町村等の30名で構成し、令和6年11月20日（水）、令和7年2月26日（水）に開催。 実務者会議…県内の女性相談支援員及び女性相談支援センター職員で構成し、令和6年11月21日（木）に開催。 個別ケース会議…市町村、福祉事務所、児童相談所、警察、司法関係、民間団体、女性相談支援センター、支援対象者等で構成し、令和6年度中に15回開催。
重点目標15-① 富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議の充実 (p.60)	
民間団体への支援の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 民間シェルターに関して、民間団体スタッフ等の育成、能力向上のための研修を行うとあるが、研修だけでなく、委託費や人件費も検討していただかなければ継続した支援はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。
重点目標9-④ 多様なニーズに応じた一時保護体制の構築 (p.49)	
<ul style="list-style-type: none"> 民間団体等への支援の強化に関して、支援の内容として、可能な限り助成金を充実してほしい。また、講演会や学習会等、イベントの後援をいただける場合、名義後援だけでなく「会場確保の優遇」をお願いできればありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。
重点目標16-② 民間団体への支援の強化 (p.63)	
<ul style="list-style-type: none"> 民間団体との連携強化について、民間団体との連携を増やす、強くする時に、人件費のことを意識してほしい。直接支援については民間団体の自己負担金のない方法を考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見については、今後の施策の検討にあたっての参考とさせていただきます。
重点目標16-② 民間団体への支援の強化 (p.63)	